

台湾地震における応急住宅の対策に関する研究 —家賃補助策の実施の実態と評価— Emergency Housing Policies for Taiwan Earthquake -Actual Condition and Evaluation of Rent Subsidies Policy-

邵 珮君¹, 室崎 益輝²

Pei-Chun SHAO¹ and Yoshiteru MUROSAKI²

¹ 神戸大学大学院自然科学研究科

Graduate School of Science and Technology, Kobe University

² 神戸大学都市安全研究センター

Research Center for Urban Safety and Security, Kobe University

Three emergency housing policies implement after Taiwan earthquake that are temporary housing, selling public housings and rent subsidies; approximately 800 thousands victims chose rent subsidies. To grasp the living condition and connection between rent subsidies and housing reconstruction, a questionnaire investigation to victims who received rent subsidies held in summer, 2000 in this study. As the result, it is valuable that most victims used rent subsidies as fund of housing reconstruction, especially on repairing housing though it should be used as displaced support. However, most victims have fund problems about housing recovery which cannot be ignored.

Key Words : Taiwan earthquake, emergency housing policies, rent subsidies policy, housing reconstruction

1. はじめに

大規模な災害の後の住宅再建支援のあり方をめぐっては、個人の住宅に対して公的支援の是非を含め、様々な議論がある。そのなかで、日本では応急的な仮住まい期の支援策として、「家賃補助」を積極的に推進してはとの意見も出されている。こうした中で、1999年9月に台湾で発生した「921集集大地震」では、家賃補助施策が仮設住宅施策とともに積極的に導入され、被災者の生活再建や住宅再建に一定の効果をはたしている。そこで本研究では、台湾の集集大地震における家賃補助施策の実態とその効果及び問題点を明らかにすることにより、住宅再建支援策としての家賃補助施策の有効性と限界、あるいはその有るべき姿を明らかにしようとするものである。

集集大震災後、台湾の中央政府は、公的住宅の低価格による分譲、応急仮設住宅の無償提供、被災者個人に対する家賃補助の3つの施策を打ち出し、その選択を被災者に任せる方針をとった。この中で、家賃補助を選択したのは9割⁽¹⁾にも及び、仮住まい期における住宅再建支援のもっとも主要な部分を家賃補助が占めることとなった。この家賃補助が、被災者の大半から志向されるにいたった背景や、住宅再建に実質的に果たした役割を、実態に即して明らかにすることは、台湾だけではなく、世界の住宅再建施策の今後にとって有益なことである。

2. 研究方法

本研究では、以上の問題意識に基づいて、第1に台湾の中央政府等の統計資料の解析と家賃補助の実施担当者等へのヒアリング調査によって、その全体像を明らかにするとともに、第2に家賃補助を受けた被災者へのアンケート調査によって、被災者の再建の中での家賃補助の果たした役割を個別的に明らかにしている。

表1 アンケート調査に関する情報

地区名	配布部数	回収部数	実回収率 (%)	全壊率/半壊率 (%)
台中-北屯区	500 (実際 480)	42 (拒否 14)	8.8	34.8 / 19.8
南投-集集	500 (実際 495)	70 (拒否 6)	14.1	15.1 / 7.0
南投-埔里	500 (実際 496)	64 (拒否 8)	12.9	30 / 24.5
合 計	1,500 (実際 1,471)	176 (実際回収 148)	12	21.3 / 19.1

家賃補助受領者に対するアンケート調査は、震災9ヶ月後の2000年5月から6月に実施した。配布回収の状況を表1に示す。対象地区としては、台中市の北屯区、埔里鎮、集集鎮の3地区を選定した。農村地域において借家として活用できる空き家は都市部より少なく、且つ借家率も都市部より低いにもかかわらず、実際に農村部において家賃補助の受領者が多いという背景を考慮して、今回は農村地域における家賃補助の実態を見ることに主眼をおき、農村的性格が強かつ被害が激しかった地域に、対象を限定した。

3地区それぞれ500世帯を家賃補助の受領者リストより無作為にサンプリング（抽出率約 1/10）し、アンケ

ートを郵送した。回収も同様に、郵送でお願いする形をとった。なお、郵送した1,500世帯のうち、配布不能で返送されたものが29通あった。有効回収票は148通(有効回収率12%)であった。回収率が低率なのは、台湾ではアンケート調査に不慣れなことに加え、混乱期にあって本人まで届かなかったものが少なかったのでは、と推察される。

3. 家賃補助策の展開と実施

(1) 策定経緯と内容

集集大震災の直後の9月23日に行われた副総統と被災地の郷鎮市長(自治体の首長)との会談を踏まえ、政府機関の公共工程委員会は、緊急対策としてテントの配布、応急対策として先に述べた家賃補助などの3つの住宅再建支援を打ち出した⁽²⁾。応急対策の公営住宅分譲と家賃補助については主として都市部で実施し、仮設住宅供給は主として農村部で実施するとの、基本方針をここで確認している⁽³⁾。

家賃補助策が導入された背景としては、アメリカのノースリッジ地震直後、家賃補助支援の実施を参考して、日本の阪神・淡路大震災の教訓に学んで、被災者の自発的な再建意欲を引き出そうとしたこともあるが、同時に当時の台湾の中央被災地区においては約8万5千戸の空き家があり(空き家率22%)¹⁾、それを有効に活用したいとの判断があった。公営住宅の空き家は被災者へ低額で分譲する、民間住宅の空き家は被災者に家賃を補助し賃貸させる、ということから、公的住宅分譲や家賃補助の対策が取られたのである。

家賃補助の対象と内容については、表2に示す通りである。この実施要綱は9月30日に公告されている。家賃補助額が世帯あたりではなく1人あたりとされているのは、家族人数が多いとそれだけ家賃とその他の出費が多くなるという判断による。世帯人数の多少に関わらず一律的に支援金等が支給されたために、受給者に不公平感が残った日本とは、好対照である。また、補助金等を小出しにした日本とは異って、家賃補助金を一括で給付したアメリカのセクション8⁽⁴⁾と似て、家賃1年分を一括して給付した点も注目される。

1人あたり1月3,000元(1元=約4円)という基準は、当時の台湾の家賃の水準(台北市のシングル部屋の一番安い家賃は約4,000元/3坪1月²⁾程度であった)を参考に定められた。

この家賃補助の申請と受領の動向を示したのが図1である。初期においては、住宅の被災度判定の遅れや、再建支援策の選択を巡っての被災者の動揺などがあって、受領申請は増加と減少を繰り返している。2000年3月以降に、受領率がほぼ100%に達している。なお、中央政府の統計によると、2000年3月までに約32万人³⁾(当時の1世帯あたり人員の3.77人/戸⁴⁾で計算すると、約8万世帯にあたる)が家賃補助を受けている。

ところで、この家賃補助は当初1年限りということにされたが、恒久的な住宅再建が思うように進まないこと、応急仮設住宅の利用期限が3年から4年に延長されたことから、この家賃補助の支援ももう1年延長されることになった⁵⁾。政府は1年目の家賃補助に約112億元を拠出したが、この2年目の家賃補助については約15億元の予算措置を講じている⁶⁾。2年目の家賃補助の対

照と内容は表3に示す通りである。1年目の補助が生活支援的な意味合いも含めて幅広く講じられたのに対して、2年目の補助は実質的に支援が必要な賃貸居住者に限定する考え方が貫かれている。すなわち、賃貸契約書の提出の義務づけや所得による制限などの制約が、付け加わっている。給付も1回ではなく2回に分けて行われることになっている。なお、2001年2月末現在で、2年目の家賃補助を受領したものは、台中県を例としては約1,000戸⁽⁵⁾で激減している⁽⁶⁾。

表2 1年目の家賃補助の内容

- ・対象：被災地における全壊・半壊、且つ分譲公営住宅、仮設住宅を選択していない持ち家者
- ・内容：1月3,000元/1人、1年分を一括して渡す

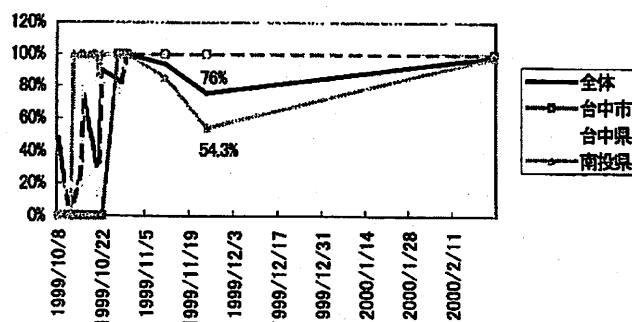


図1 家賃補助の受領率

(行政院主計処 1999年9～11月の公告データを整理したもの)

表3 2年目の家賃補助の内容

- ・対象：
 - ① 被災地における全壊・半壊、且つ家屋を撤去されて1年目の家賃補助を受け、実際に借家の契約を行っている、持ち家者
 - ② 低収入及び中低収入の半壊、1年目の家賃補助を受け、実際に借家の契約を行っている、持ち家者
- ・内容：
 - ① 1月10,000元/1戸、二期に分けて配る
 - ② 申請に当たって、審査に通ると、第1期の分を渡す。第2期の分は2001年4月以降渡す
- ・実施期間：1年。2000年11月1日～2001年10月31日

(2) 家賃補助受領者の概観

先にのべたように家賃補助受領者は約8万世帯いると推定されるが、その全貌は必ずしも明らかになっていない。ここでは、唯一手掛かりとして得られる、台中県が実施した家賃補助受給者約9千世帯に対する調査(2000年7月実施)をもとに、家賃補助受領者の状況を概観しておこう⁷⁾。

これによると、家賃補助受領者の6割が「修理した家屋」に居住しており、3割が「借家」もしくは「知人宅」に居住している。家賃補助を受けても、賃貸に居住していない被災者が過半を占めていることが、わかる。家賃補助が、被災住宅の修繕や自力仮設の建設等に、準用されている。

こうした家賃補助受領者の恒久住宅の再建志向をみると、約5割が「修繕」、約2割が「自力建て替え」を希望している。また約1割が、ダブルローンの問題や土地や集合住宅の共有権の問題で、恒久住宅の再建に希望がもてない状況にある。家賃補助受給者の多くは、家屋の修繕によって再建をなし遂げようとしているもの、と理解される。なお、住宅再建においては、再建主体である被災者の経済能力が問われるが、月収が2万円未満が約2割、2～5万円が約7割という状況にある。

4. 家賃補助受領者の実態と問題点

以下、アンケート調査により明らかになった農村部の家賃補助受領者の実態を考察する。

(1) 対象者の基本的属性

アンケート回答者の「震災前の住宅タイプ」「世帯主の年齢」「震災前後の1カ月の収入」「震災後の居住状況」が表4に示される。農村地域を反映して、震災前に集合住宅やマンションに居住していたものは5%と少なく、大半の6割が透天屋¹⁾とよばれる棟割型住宅に居住していた。

収入をみると、震災前において月収が5万元以上のものが5割をこえており、先にみた台中県全体の傾向に比べると、回答者には比較的高収入の人が多い、といえる。これは調査地域の地域性もあるが、郵送によるアンケート調査に協力するインテリジェンスのある人々の階層性が反映しているものと、考えられる。

この収入では、震災後において月収5万元以上の人が4割弱と減っていることに、着目したい。震災により、経済的なダメージを受けた人が少なくないことを、推察させる。

現在(調査時点の2000年6月)の住居をみると、約3割りが修繕した家に居住、約2割が自力プレハブに居住していることがわかる。先にみた台中県の動向に比較すると、修繕した家屋に住む人がやや少ないとはいえ、家賃補助が、実態として修繕や自力仮設に転用され、住宅再建を促進する役割を果していることが、読み取れる。

他方、借家をしている人が2割強、知人宅等に寄寓している人が2割弱いる。なお、未修繕の家に居住している人が、僅かといえ7%も存在していることに、着目する必要がある。

(2) 家賃補助の選択理由

なぜ、仮設住宅の供給や公営住宅の分譲を受けずに、家賃補助の受領を選択したのかを尋ねた結果が、図2、図3である。応急仮設や公営分譲を選択しなかった理由に「現在の家が修繕して住める」と答えるものが、それぞれ約3割と多い。本格的な再建には費用がかかる、また元通りの場所に住みたいということから、相当のダメージを受けていても修理して住み続けようとする傾向のあることが、こうしたデータから読み取れる。

仮設を嫌う理由としては「スペースが狭い」、公営を嫌う理由としては「場所が遠い」をあげるものが2～3割存在する。仮設の狭さについてみると、対象地域のような農村地域における平均住宅規模は30-40坪¹⁰⁾で、仮設住宅の8～12坪では、とても狭くて生活ができない、ということであろう。公営の遠さについてみると、農業従事者にとってみると、農地を離れることが致命的であ

り、仕事を捨ててまで公営に入りたいとは思わない、ということである。

表4 基本属性

震災前の住宅タイプ	透天屋(8)	割合	13.0%
	三合院(9)	割合	16.4%
	透天屋	割合	63.7%
	低層マンション	割合	1.4%
	高層集合住宅	割合	3.4%
	その他	割合	2.1%
合計	度数		148
世帯主の年齢	40才以下	割合	18.8%
	40才年齢<=65才	割合	68.8%
	年齢>=65	割合	12.7%
合計	度数		118
震災前の収入	2万円以下	割合	9.1%
	2万円<収入<=5万円	割合	40.0%
	5万円<収入<=10万円	割合	40.9%
	収入>10万円	割合	10.0%
合計	度数		110
震災後の収入	2万円以下	割合	21.1%
	2万円<収入<=5万円	割合	39.4%
	5万円<収入<=10万円	割合	33.0%
	収入>10万円	割合	6.4%
合計	度数		109
震災後の居住状況	親友のところ	割合	15.0%
	公約家	割合	7%
	修繕した自宅	割合	33.3%
	未修繕の自宅の自宅	割合	6.8%
	自力プレハブ住宅	割合	16.6%
	借家している	割合	22.4%
合計	度数		147

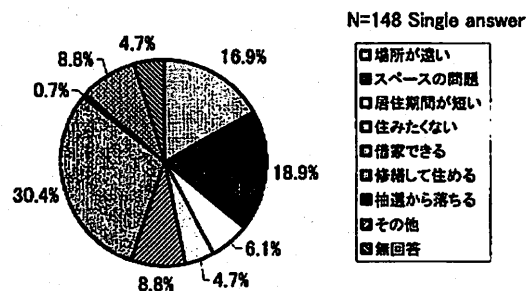


図2 仮設住宅を選択しない理由

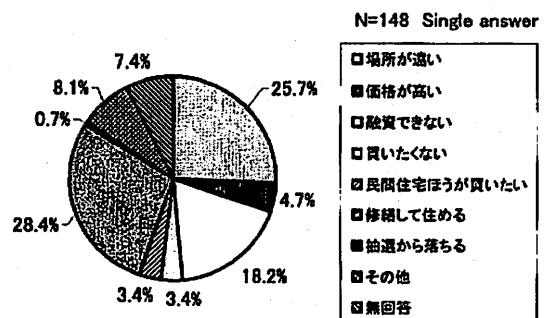


図3 分譲公営住宅を選択しない理由

(3) 家賃補助費の用途

まず、「家賃補助費の使い方」について聞くと、56.8%の人は「住宅再建」に使うことと回答していたが、また22.3%の人は「日常生活」に使うことも答えた(図4参照)。内訳を分析すると、現住居と家賃補助の使い方とクロスして分析すると、図5から、「借家している」と答えている人の約8割は補助金を家賃として使って、「自宅を修繕した」と回答している人の約9割は補助金を住宅再建へ投入することと答えている。住宅再建に使う部分では「修繕の利

用」の 57.1%が一番多い（図 6 参照）。これにより、家賃補助費を自由に利用できるため、被災者は修繕によって早めに立ち直して、住宅再建ではプラスの結果だと言える。一方、生活費として使って、住宅再建と繋がらない事実も存在したことがアンケート調査で分かった。

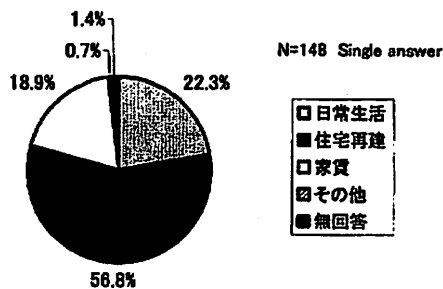


図 4 家賃補助金の使い方

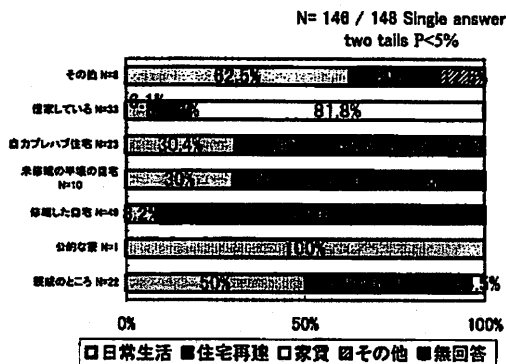


図 5 震災後の住居状況と家賃補助金の使い方

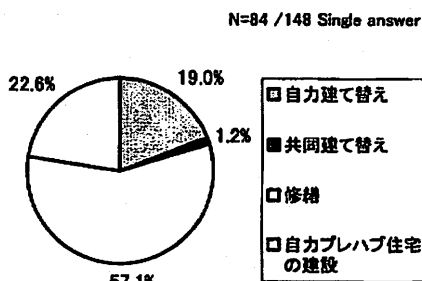


図 6 家賃補助金を住宅再建へ利用する内訳

(4) 震災前居住地との関係

現住居と元の住環境との関係を明らかにするため、「現住居から元の居住地までの交通手段と時間」について分析した。交通手段では約 4 割の人は原付・バイクで元の住環境までいける（図 7 参照）。交通時間と現住居のクロス分析表により、約 7 割の人は（回答の 73 戸に対して 10 分以下の回答合計は 52 戸である）10 分以内、元の居住地へ行けることが分かった（図 8 参照）。親友のところに泊まる人や自力プレハブ建設する人や借家している人などあまり元のコミュニティと遠く離れていないところに住んでいて、元のコミュニティと強く密着していると思われる。

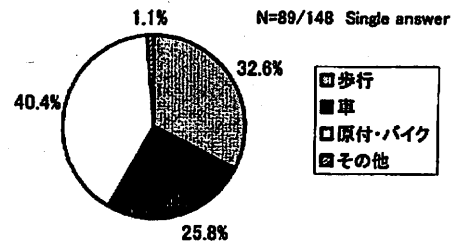


図 7 震災前の居住地までの交通手段

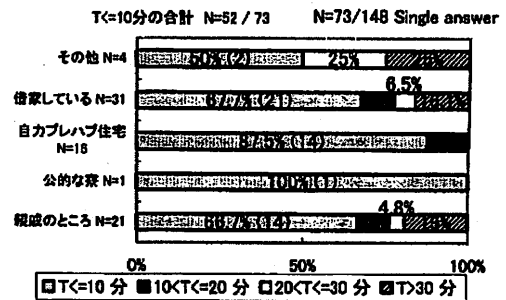


図 8 震災後の居住状況と交通時間

(5) 精神面への影響

一方、家賃補助費をもらった被災者の精神生活を把握するため、生活の安定状況と体の調子について分析した。まず、生活の安定については約 85%の人が不安定を訴えていた（図 9 参照）。不安定の理由を分析すると、63%の人が「余震の恐れ」と答え、また 19.7%の人は「失業」が理由で不安定と感じていた（図 10 参照）。一方、体の調子について、約 7 割の人が不調と反映したが（図 11 参照）、不調の原因では一番多いのは「緊張」の 54.8%で、次は「憂鬱」の 47.1%である（図 12 参照）。余震に対する悩んでいること、緊張、憂鬱の症状は PTSD 症に発展していく前兆だと思われ⁸⁾、PTSD 症を予防するため、これらの人々の安定と健康状態を注意しなければならない。

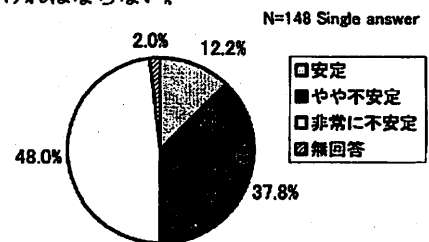


図 9 震災後の安定状況

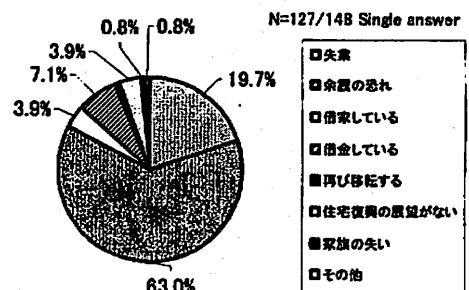


図 10 不安定の理由

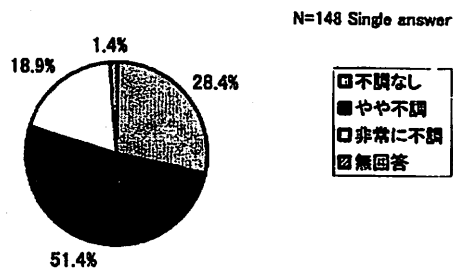


図 1 1 体の調子

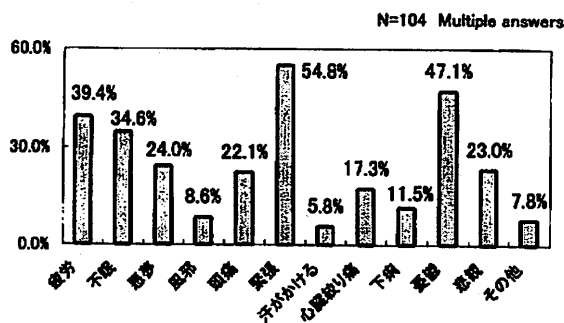


図 1 2 体不調の原因

(6) 住宅再建の展望

住宅再建について、家賃補助費をもらった被災者の再建意識と現住居の状況とクロスして分析すると、修繕した自宅に住んでいる人の約7割と半壊且つ修繕していない人の50%は修繕と期待している。親戚のところに行っている人と自力プレハブ住宅を建設している人と借家している人など約6割以上「建て替え」を思っている。住宅再建に対して、「修繕」と「建て替え」に集中している。しかしながら、約2割の人は親戚のところや借家や自力プレハブなどで住宅再建の展望を持っていない（図1-3参照）。住宅再建に関する資金について住宅再建の展望とクロス分析すると、「建て替え」と回答していた人の74.5%は中央銀行の優遇融資を主な資金として利用する。また、修繕と答えていた人の80%は「家賃補助費や見舞金など」を利用する（図1-4参照）。これにより、長期的な住宅復興に関して、優遇融資の利用を期待しているが、応急段階の住宅再建について家賃補助費の効果を大きく果たしたことが分かった。

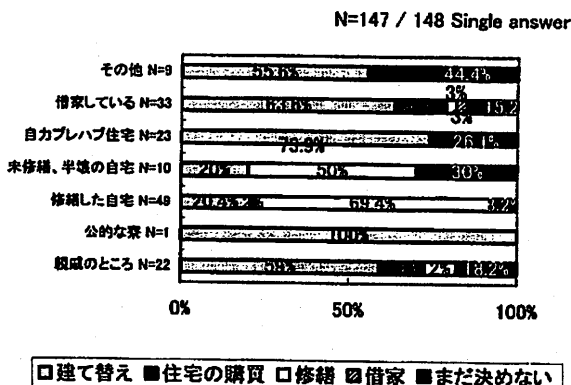


図 1 3 震災後の居住状況と住宅再建の展望

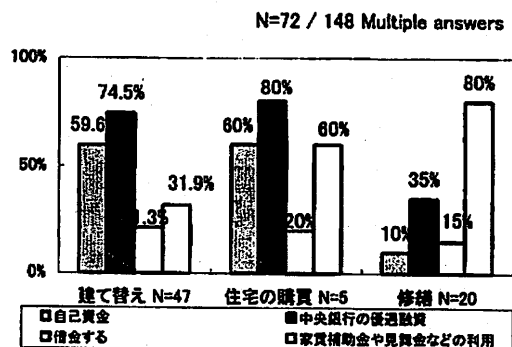


図 1 4 住宅再建に関する資金の運用

一方、住宅再建の展望に「まだ決まっていない」、「借家する」、「住宅再建を期待し、ただ再建計画を持っていない」と答えた43ケースに対して、どんな再建の問題を持っているかと聞くと、約8割の人は「資金問題」を抱えていた。内訳から見ると、資金問題では「ダブルローンが負担できない」と「建築確認がないため、融資できない」を訴えているのは一番多く、土地問題では「共有権問題」の答えが一番多い（表5参照）。そのため、住宅再建問題の解決の期待について資金問題の内訳とクロスして分析すると、「ダブルローン負担できない」と答えた人は「地方金融機関のローンの引き受けを促進する」を一番期待して、「建築確認がないため、融資できない」人は「建築確認の手続きを簡便化して優遇融資を促進する」を期待している（表6参照）。住宅再建問題の解決の期待と土地問題の内訳とクロスしてみると、共有権問題にかかっている人は「土地信託の方式で問題を解決したい」と「換地」と「建築確認の手続きを簡便化して優遇融資を促進する」を期待している。「ダブルローンが負担できない」の経済能力の問題以外、実際に、建築確認と土地問題を一体と見なすことが出来る。土地共有権問題や換地政策や地籍再測量など問題を解決しなければ、建築確認もできなく、銀行へ融資する資格もない。

先に見た台中県のデータに比べてみると、被災者にとって、住宅再建に関する問題は主に融資できない資金問題と一部の土地所有権に集中していると言え、今後の住宅再建策に一番力を入れなければならないところであろう。

表 5 住宅再建に関する問題

住宅再建に関する問題	資金問題	%	81.4%
	土地問題	%	32.6%
	その他	%	4.7%
合計	度数		43
資金問題の内訳	融資する能力がない	%	29.4%
	ダブルローンが負担できない	%	44.1%
	建築確認がないため、融資できない	%	38.2%
	債務の返済	%	17.8%
	その他	%	0%
合計	度数		34
土地問題の内訳	共有権問題	%	61.5%
	地籍変動の問題	%	15.4%
	断崖帯における土地	%	15.4%
	空き家がない	%	7.7%
	その他	%	7.7%
合計	度数		13

表6 住宅再建に関する問題の解決を果たす期待

			住宅再建に関する問題の解決を果たす期待						合計
資金問題の内訳		%	断層帯における土地のため、換地政策の提供	土地信託で共有権問題の解決を促進する	元のローンの引き受けを促進する	建築確認の手続きを簡便化して優遇融資を促進する	都市更新策を促進する	その他	
資金問題の内訳	融資する能力がない	%			13.3%	10.5%	50.0%	50.0%	27.6%
	ダブルローンが負担できない	%	33.3%	100.0%	73.3%	47.4%	50.0%	50.0%	89.7%
	建築確認がないため、融資できない	%	88.7%		40.0%	88.4%			72.4%
	債務の返済	%	33.3%	100.0%	13.3%	10.5%	33.3%	50.0%	31.0%
	その他	%							
合計	度数		3	1	15	19	6	2	29
土地問題の内訳	共有権問題	%	33.3%	75.0%		20.0%	40.0%	100.0%	88.7%
	地籍変動の問題	%	33.3%	25.0%	33.3%	40.0%	20.0%		50.0%
	断層帯における土地	%	88.7%	25.0%	88.7%	40.0%	20.0%		88.7%
	空き家がない	%					20.0%		8.3%
	その他	%			33.3%	20.0%	20.0%		25.0%
合計	度数		3	4	3	5	5	1	12

5. まとめ

台湾政府の実施した家賃補助は、それが家屋の修理や自力仮設の建設費用として、また恒久住宅建設のための準備金として活用されている実態が明らかになった。このことは、家賃補助が自発的で多様な解決を引き出したということで、評価できる。このことが、素早い住宅復興につながったからである。この意味では、家賃補助といいながら、実態としては包括的な住宅再建支援給付であった、といえる。さらにこの家賃補助は、コミュニティを破壊せずに再建をはたす、被災者の自発的な再建エネルギーをひきだす、といった面でも成果を認めることができた。個人に対する現金給付という形での再建支援の有効性が浮かびあがったといえる。

他方で、家賃補助を受けた世帯の多くは、危険性の残る家屋を修理して住み続ける、あるいは居住性がさほど高くない自力仮設住宅に、今後長期に渡って住み続けることを余儀なくされる、という問題がある。暫定的解決ははかれたが恒久的解決につながらない、という問題を孕んでいるのである。この恒久的解決については、土地の共有権の問題や二重ローンの解消の問題など、解決すべき課題が数多く残されている。

家賃補助の今一つの問題は、その一部が生活費として消化されたということである。生活が困難な低所得者にとっては、やむえない選択であったかもしれないが、住宅再建につながらなかった、という点で反省材料といえる。将来、如何に公的な支援策を導入して被災者の自立と再建を促すことが大きな課題として考えなければならない。

謝辞

本研究に当たっては、当時元行政院副院長劉 兆玄さん（現在国立精華大学化学学科教授）、公共工程委員会建設処長 宏安さん、台中県社会局許 傳盛局長、台中市社会局利 坤明課長、台中市北屯区公所民政課葉 德剛課長、南投県集集鎮公所民政課李さん、埔里鎮公所民政課の方々、現在行政院 921 震災災後重建委員会企画処の王副処長、林課長等々に協力頂き、アンケート調査に協力していただいた方々に厚くお礼申し上げます。

補注

- (1)台湾地震における住宅被害は約 10 万 5 千戸があつて、そのうち仮設住宅の 5,279 戸と分譲公営住宅の購買の 1,200 戸と約 1 割の借家層を除いて、家賃補助金を受けているのは約 9 割である。
- (2)公共工程委員会建設処処長葉 宏安さんのインタビューによるものである。
- (3)元行政院副院長・元 921 震災災後重建推進委員会執行長劉 兆玄さんのインタビューによるものである。
- (4) Housing: Section 8 Rental Certificate and Voucher Programs 実行機関は住宅都市開発省(HUD)と公営住宅事務所(Office of Public and Indian Housing)である。
- (5)台中県社会局許局長のインタビューによるものである。
- (6)台中県では 1 年目家賃補助金を受けていた人数は約 118,000 人であり、3.77 人/1 戸で換算すれば、約 3 万戸である。2 年目の 1,000 戸より激減した。
- (7)すなわち、Town house である。
- (8)日干し煉瓦造建物である。
- (9)台湾の農村地区では伝統的な 1 階戸建てである。「口」型の建て方で、三面の建物に囲まれている空間は広場として使っている。
- (10)本調査の結果によって集計したものである。

参考・引用文献

- 1) 内政部営建署：台湾地区整体住宅政策の研究，中華民国住宅学会，p.14，1999 年 6 月
- 2) 内政部営建署：中華民国台湾地区住宅資訊季報 1999 年第一季，国立政治大学社会科学学院台湾不動産研究センター，p.21，1999 年 6 月
- 3) 行政院 921 震災災後重建推進委員会：921 震災災後重建問題と解答集，p.20，2000 年 12 月
- 4) 行政院 921 震災災後重建推進委員会：921 震災災後重建の現状と期待，p.2，2001 年 3 月
- 5) 行政院主計処：1998 年家庭收支調査報告，p.177，2000 年
- 6) 行政院 921 震災災後重建推進委員会：921 震災災後重建の現状と期待，p.10，2001 年 3 月
- 7) 台中県社会局：921 震災全半壊生活需求調査第 1 段階完成報告，2000 年 9 月 20 日
- 8) 行政院 921 震災災後重建推進委員会：921 震災災後重建検討会議 検討報告，p.241，2001 年 1 月 4-5 日

(原稿受付 2001 年 6 月 11 日)